

令和2(2020)年度

事業計画書 (案)

自：令和2(2020)年 1月 1日

至：令和2(2020)年 12月 31日

公益財団法人 運動器の健康・日本協会

令和 2 (2020)年度 事業計画書  
(令和 2 (2020)年 1 月 1 日～同 12 月 31 日)

1. 諸会議・会合

1) 評議員会

令和 2 (2020)年 2 月 15 日(土) 正午 第 10 回定時評議員会<如水会館>  
同 年 12 月 5 日(土) 正午 臨時評議員会<学士会館>

2) 理事会

令和 2 (2020)年 1 月 23 日(木)11 時 第 1 回理事会<如水会館>  
同 年 4 月 12 日(日)12 時 第 2 回理事会<明治記念館>  
同 年 7 月 9 日(木)14 時 30 分 第 3 回理事会<如水会館>  
同 年 11 月 16 日(月)14 時 30 分 第 4 回理事会<如水会館>

3) 会員連絡協議会

令和 2 (2020)年 4 月 12 日(日)13 時 30 分 <明治記念館>

2. 事業

当協会の公益目的事業として、「運動器の健康・日本賞の顕彰事業」「季刊誌『Moving』の発行を中心とした広報事業」「運動器の健康推進に関する事業」を柱として事業の展開を図る。定款第 4 条で定めた各事業項目について、下記の通り事業を策定した。

(1) 顕彰事業・「運動器の健康・日本賞の公募と表彰」(継続事業)

イ. 令和 2 (2020)年度顕彰事業

前年度に続き、運動器の健康増進を目指す「運動器の健康」世界運動“動く喜び 動ける幸せ”の基本理念を広く一般社会に普及・啓発するため、各団体、機関、個人等が行う全国各地での独創的かつ優れた企画事業を顕彰する。

1 月 10 日(金)締め切りの公募とし、審査委員会を経て理事会で決定する。

最優秀の運動器の健康・日本賞には 100 万円、同・優秀賞 2 件に各 25 万円、同・奨励賞 5 件に各 10 万円を贈る。

また、この顕彰事業を通じて運動器の健康増進を啓発・広報するため、昨年度から表彰式を会員連絡協議会開催の 4 月 12 日(日)に合わせて行い、表彰式後に各入賞者の事業内容を紹介するプレゼンテーションを実施する。

なお審査委員会は、1 月 22 日(水)午後 4 時に開催、理事から選出された 6 名、特別賛助会員・賛助会員から推薦された 5 名のほか、昨年引き続き外部の有識者を委嘱、新聞・通信から共同通信社、放送から NHK のジャーナリストに参画してもらう。

ロ. 令和 3(2021)年度顕彰事業

これまで同様、令和 3 (2021)年度事業として、「運動器の健康・日本賞」の公募を令和 2 (2020)年 9 月 1 日(火)から開始し、令和 3 (2021)年 1 月初旬締め切り、

同月中旬に審査委員会を開催して、最優秀の運動器の健康・日本賞には100万円、同・優秀賞2件に各25万円、同・奨励賞5件に各10万円を贈る。

なお、審査委員は、年度内第3回理事会（7月9日開催）で前年度同様理事のほか外部有識者から適任者を選任する。表彰式は令和3(2021)年4月中旬の予定。

## (2) 広報事業・「運動器の健康に関する広報活動」(継続事業)

### イ. 季刊誌『Moving』の発行

運動器の健康を広く一般市民にも理解してもらうことなどを旨として広報季刊誌『Moving』を年度内4回（3月、6月、9月、12月）発行する。

巻頭には毎回著名人のインタビューを掲載し、広く国民に運動器の健康について親しみを持ってもらうよう企画するほか、運動器の健康に関わる一般に関心の高いテーマを設定し、専門家に分かりやすく解説してもらうコーナーを設ける。

配布は、参加団体はじめ関係団体のほか各地の市民公開講座などで配布協力を要請する。また、引き続き保健所窓口や都道府県教育委員会学校保健担当者にも送付、毎号約1万5千部を配布する。今年度も協賛広告は掲載しない。

### ロ. ホームページによる広報活動

当協会のホームページは、公益財団法人として定められた当協会の概要を告知するとともに、国民に運動器の健康の大切さを広く知ってもらい、生涯を通じて生活の質を高める(QOL)のために寄与できるコンテンツを以下のテーマで情報提供する。

- ① 運動器の健康・日本協会の概要
- ② 運動器の生活機能と障害実態の解説
- ③ 運動器に関するコラムの連載
- ④ 運動器の健康・日本賞の受賞事業の紹介
- ⑤ ロコモティブシンドロームの認知度調査結果報告
- ⑥ 刊行物の案内

また、ホームページのアクセス状況を定期的に調査し、国民の関心が高いテーマを適宜追加掲載する工夫をする。

## (3) 運動器の健康推進事業・「児童生徒の運動器の健康推進事業」(継続事業)

### イ. 事業の目的

児童生徒の運動器疾患・障害の早期発見と適切な医学的対応及び運動・生活指導の向上のため、学校における健康診断の体制の一層の整備を図るとともに、児童生徒・学校保健関係者・保護者・社会全体への子どもの運動器の健康に関わる教育・啓発の充実を図る。

### ロ. 目標とする内容

- ① 学校健診における運動器検診の実態と結果を追跡・分析しつつ、その課題を抽出し、具体的な改善策を検討する。
- ② 児童生徒の過度な運動・スポーツ（ダンスなどの身体活動を含む）に伴う運

運動器疾患・障害及び運動器機能不全の現状と発生要因と予防対策を検討し、それらの予防につなげる教育・啓発活動に結び付ける。

- ③ 児童生徒・学校保健関係者・保護者・社会全体への運動器の健康に関わる教育・啓発活動を推進し、子どもの運動器、運動器疾患・障害、子どもの運動・スポーツのあり方に関わる正しい知識を普及する。
- ④ 学校における「スクールトレーナー」のあり方と制度設計を探るモデル事業を実施し、その具体的な課題を検討する。

#### ハ 事業推進計画の主な内容

- ① 学校保健委員会の開催：2回（4月京都・11月東京）
- ② 児童生徒の運動器の健康に関わる教育・啓発のための講演・研修事業の実施  
（ア）指定地域：これまでの本事業に関わる実績・成果を基盤にモデル的な講演・研修事業を計画・実施する。島根県・愛媛県・京都府の3地域  
（イ）公募地域：所定の申請手続きに従って応募した地域より委員会で選考する。  
合計 5～7地域
- ③ 「スクールトレーナー」のあり方と制度設計に関わるモデル事業の実施  
日本理学療法士協会と連携・協力して企画・実施する。  
合計 3地域
- ④ 報告書の作成：上記事業の活動・実施内容等をまとめるとともに、当該年度の子どもの運動器の健康推進に関わる重要な公的資料・文献・統計データ等を整理して、1冊の報告書として発刊する。

#### （4）運動器の健康推進事業・「運動器外傷の救急医療に関する事業」（継続事業）

##### イ 事業の目的

わが国における運動器外傷に対する救急医療の質の向上と救急外傷センターシステムの構築をめざす活動

##### ロ 目標とする内容

運動器外傷登録システム運用の支援と協力  
わが国における運動器外傷の現状に関する調査  
運動器外傷に対する救急医療の質向上と外傷センターシステムの必要性に関する啓発

#### ハ 事業推進計画の主な内容

- ① 運動器外傷登録システム運用の支援と協力  
日本骨折治療学会主導の運動器外傷登録システム（DOTJ）、労災病院群主導の運動器外傷登録研究（RODEO study）に関する情報共有を図る。本委員会には、これら登録システムに関与する医師も含まれており、委員会内で情報共有を図ることにより、登録システム運用への協力・支援を行い、運動器外傷の重症化の予防、後遺障害発生の予防に向けての方策を探る。
- ② 重症大腿骨近位部骨折治療の効率化の検討を進める。
- ③ 災害時の運動器外傷診療体制の質的評価機能の検討を進める。

- ④ 行政の有する救急搬送データの活用について検討する。
- ⑤ 関連学会へのシンポジウム・パネルディスカッションの提案を行う。
- ⑥ 年度内、運動器外傷の救急医療に関する委員会の開催（2回）

(5) 運動器の健康推進事業・「成長期のスポーツ外傷予防啓発事業」（継続事業）

イ 事業の目的

成長期にスポーツを行うことにより発生するスポーツ外傷・障害の周知を図ると共にその予防方法を啓発する。

ロ 目標とする内容

日本整形外科学会スポーツ委員会、全日本野球協会の協力を得て実施した、中学・少年野球の貴重なデータをもとに、日本野球協議会と協力し、今後のスポーツ外傷障害予防の活動方針を策定する。中学・少年野球各団体に対し、障害予防の具体的取り組みを提言する。学童期野球少年より直接検診を今後順次拡大していく準備を行う。

ハ 事業推進のおもな内容

- ① 成長期のスポーツ外傷・障害の予防についての知識を指導者、保護者に啓発するため、指導者講習会講師派遣について、実施要項を再検討し、一定の条件の下で派遣する。
- ② 障害を予防するための改善策を指針としてまとめる。この改善策を基にして、野球界全体が障害予防に取り組む契機とする。
- ③ 昨年に続き、肩、ひじ検診の基本マニュアルに従って各地でモデル検診を実施し、障害の有無と2次検診後の推移を調査する。
- ④ スポーツ外傷・障害に携わる理学療法士の教育のための理学療法士講師養成講習会を開催する。
- ⑤ 年度内、2回の成長期のスポーツ障害予防啓発委員会開催

(6) 運動器の健康推進事業・「脆弱性骨折予防に関する事業」（継続事業）

イ 事業の目的

大腿骨近位部骨折、椎体骨折など脆弱性骨折の二次予防を推進する。

ロ 目標とする内容

二次骨折予防のための患者リーフレットを作成、配布し、普及啓発活動を行う。

ハ 事業推進計画の主な内容

- ① 二次骨折予防の目的、意義、内容について、患者用資材の作成と配布  
二次骨折予防の重要性（薬剤、栄養、運動、転倒予防について）
- ② 二次骨折予防啓発ポスターの配布と合わせての配布
- ③ 関連学会とのシンポジウムの共催企画提案
- ④ 年度内、2回の脆弱性骨折予防委員会開催
- ⑤ 医療機関、介護施設における二次骨折予防の状況について調査

## (7) 運動器の健康推進事業・「運動器疼痛対策事業」

### イ. 事業の目的

運動器疼痛がもたらす QOL の低下や社会的損失の現状について情報発信し、啓発活動をとおして運動器疼痛対策の重要性について広く一般に周知する。また、運動器疼痛対策に関するエビデンスを、一般市民と医療者それぞれが必要とする有用な情報として整理・発信し、運動器の健康づくりに寄与することを目的とする。

### ロ. 目標とする内容

- ① 運動器疼痛対策の重要性に対する一般理解の促進
- ② 運動器疼痛対策に関するエビデンスの収集と情報発信

### ハ. 事業推進計画の主な内容

- ① 季刊誌による情報発信
- ② ホームページに教育コンテンツの掲載
- ③ 痛みセルフケアに関する小冊子作成
- ④ 講演会やワークショップへの協力
- ⑤ 関連学会におけるシンポジウム・パネルディスカッション企画提案

## (8) ロコモ認知度調査（継続事業）

平成 27(2015)年 5 月から毎年実施しているロコモの認知度調査を、令和 2 (2020) 年度も実施する。ロコモ認知度は、令和 4 年 (2022 年) までに 80%の達成を目指しており、ロコモ認知度調査は同年までの継続事業として実施する。

## (9) 「運動器の健康」世界運動との連携（継続事業）

B J D 国際本部とも連携し、年度内「運動器の健康」世界運動の普及・啓発を図る活動を継続して行う。

## 3. その他の広報活動

### (1) 運動器の健康・日本協会活動紹介パンフレット(四つ折り)の配布

本協会の現在の状況に応じた内容を編集。運動器の解説や当協会の活動内容、参加団体などを表記し、様々なイベントや市民公開講座で無償配布、一般市民への啓発とともに本協会活動の周知を図る。

### (2) ロゴマークとバッジの頒布

B J D 国際本部が定めた新しいロゴマークを使用する。

年度内、各会員団体、個人に配布、「運動器の健康」世界運動の啓発活動の推進を図る。

以上